書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１３号

東京都練馬区春日町６丁目９番14号
清算株式会社　王光カラー株式会社
代表清算人　川上　　隆

1　決定年月日　令和７年４月22日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社の有する現金から清算株式会社が納付すべき公租公課を控除した残額を、協定債権額に応じて按分して弁済する。

2　協定債権者は、前項の協定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　弁済場所

本協定における弁済は協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は協定債権者の負担とする。但し、本協定認可決定確定後１ケ月以内に協定債権者から振込口座の指定がない場合は、清算株式会社の本店の所在地で支払う。

4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和６年（再）第３１号

茨城県筑西市下江連1226番地
再生債務者　日本電解株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式の全てにあたる普通株式1009万500株

2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日において募集株式の引受人が出資をした日

3　減少する資本金の額　資本金23億5846万9602円全額

4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日において募集株式の引受人が出資をした日

5　募集株式の数　普通株式１株

6　募集株式の払込金額　普通株式１株につき金１円

7　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日から３か月以内で再生債務者が別途指定する日

8　増加する資本金の額　金１円

令和７年４月21日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始